

平成 25 年「公益法人に関する概況」（移行期間の総括）

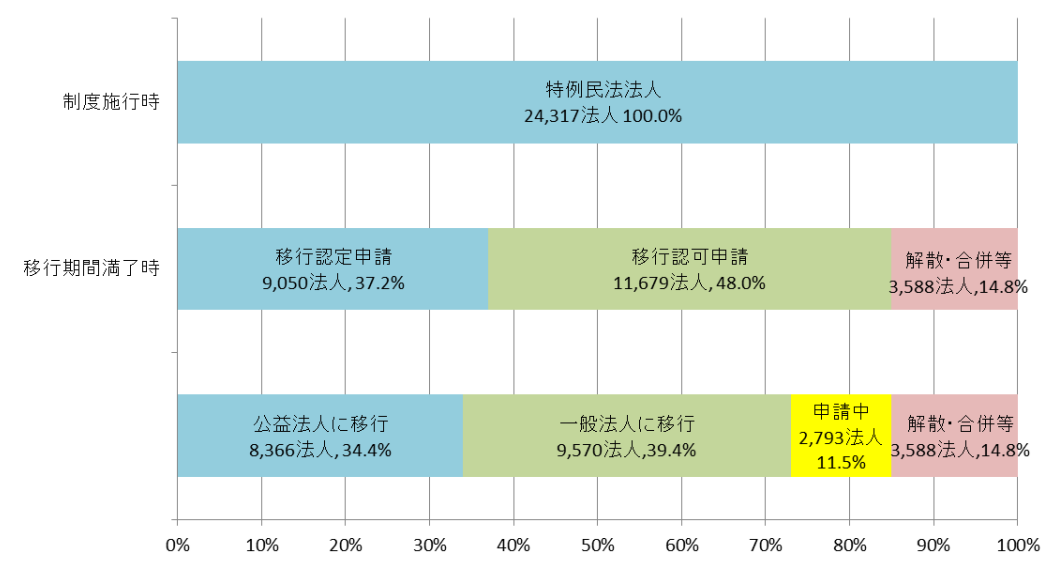
の概要に代えて（コラム、トピックス）

トピックス 1. 特例民法法人の移行申請の状況（本文 72 頁～）

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の 5 年間（平成 20 年 12 月～25 年 11 月）に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを各法人において選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

制度施行時の平成 20 年 12 月 1 日における特例民法法人は計 24,317 法人であった。移行期間の 5 年間に、このうち 9,050 法人（37.2%）が新制度の公益法人に移行するための移行認定を申請し、11,679 法人（48.0%）が一般法人に移行するための移行認可を申請している。

<特例民法法人の移行申請の状況>



(注) 特例民法法人 24,317 法人の 5 年間の移行期間における移行申請の状況

移行期間内に移行申請をした特例民法法人は計 20,729 法人であり、移行認定を申請した 9,050 法人は、その 43.7%に当たる。社団・財団の別では、移行申請をした 11,258 特例社団法人のうち移行認定を申請したものが 3,967 法人（35.2%）であり、移行申請をした 9,471 特例財団法人のうち移行認定を申請したものが 5,083 法人（53.7%）である。特例財団法人において公益法人への移行を目指したものの割合が相対的に高い。

社団・財団の別と申請先の行政庁の区分と組み合わせて整理すると、次のとおりである。

移行申請先	社団・財団の別	移行認定の申請の割合（法人数）
内閣府	特例財団法人	59.6%（1,468/2,464 法人）
都道府県	特例財団法人	51.6%（3,615/7,007 法人）
都道府県	特例社団法人	35.4%（3,267/9,228 法人）
内閣府	特例社団法人	34.5%（700/2,029 法人）

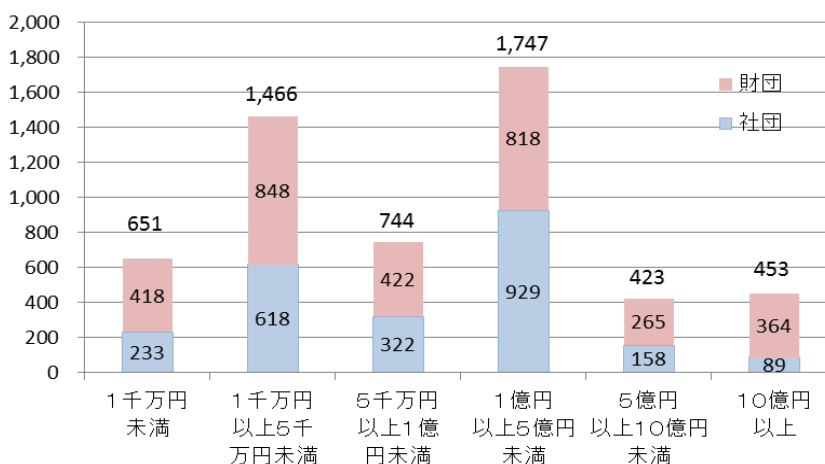
トピックス2. 公益法人が行っている公益目的事業の規模（本文41頁～）

公益目的事業費用とは、公益目的事業を実施するために支出した費用の額である。公益法人が作成する損益計算書の費用に計上される。

1年間の活動実績があり財務データの得られた5,484公益法人の公益目的事業費用の総額は計2兆5,857億円であり、1法人当たりの公益目的事業費用の平均値は4億7,100万円、中央値は8,700万円である。

社団・財団の別に見ると、2,349公益社団法人の1法人当たりの公益目的事業費用の平均値は3億3,100万円、中央値は1億円であり、3,135公益財団法人の平均値は5億7,700万円、中央値は8,300万円である。

<公益目的事業費用額の分布>



(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

コラム 公益法人の公益目的事業の規模

5,484公益法人が1年間に支出した公益目的事業費用総額2.59兆円を、公益的な支出を行う団体として都道府県の歳出額（平成24年度決算）と試みに比較してみよう。

すると、2.59兆円は、47都道府県中3位の北海道の2.46兆円に匹敵する。ちなみに、都道府県で他に歳出額2兆円を超えるのは、1位東京都6.04兆円、2位大阪府2.75兆円、4位愛知県2.13兆円、5位兵庫県2.03兆円のみである。（法人の財務データを得るには1事業年度を経過する必要があるため、来年度はより大きな数字になるものと見込まれる。）

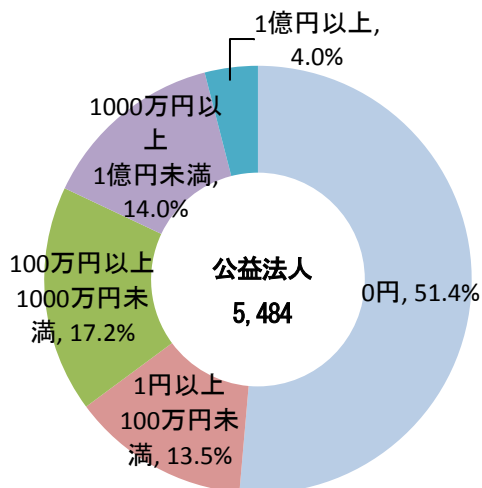
トピックス3. 公益法人が受け取っている寄附金（本文39頁～）

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

1年間の活動実績があり財務データの得られた5,484公益法人が受け取った寄附金収入の総額は計2,157億円であり、1法人当たりの寄附金収入額の平均値は3,900万円である。しかし、半数を超える公益法人において寄附金収入がない。

寄附金収入のある2,666公益法人で見ると、1法人当たりの寄附金収入額の平均値は8,100万円、中央値は400万円である。同じく寄附金収入のある法人について社団・財団の別に見ると、832公益社団法人の寄附金収入額の平均値は1,700万円、中央値は100万円であり、1,834公益財団法人の平均値は1億1,000万円、中央値は800万円である。平均値は財団が社団の6.5倍、中央値は8倍となっている。

＜寄附金収入額規模別の公益法人の割合＞



(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

コラム 日本全国の寄附総額と公益法人への寄附

日本の寄附金総額は2012年に約1.4兆円との推計がある。これは、個人寄附6,931億円（日本ファンドレイジング協会「寄付白書2013」）、法人寄附6,755億円（国税庁「会社標本調査（平成24年度分）」）という数字を足したものである。

「寄附金総額」についての公的な統計等は整備されていないので、これらの推計によることになる。そうすると、おおむね2013年度（会計年度）に5,484公益法人が受け取った善意の寄附金総額2,157億円は、この1.4兆円の15%に相当する。（法人の財務データを得るには1事業年度を経過する必要があるため、来年度にはより実態に近い数字が得られるものと考えられる。）

トピックス 4. 税額控除制度の寄附金行動に対する効果（本文 49 頁～）

内閣府は、平成 25 年 9 月、公益法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的として、平成 20 年度から 24 年度までに公益法人が受け入れた寄附金収入額、寄附件数等の調査を実施した。

調査時点の全公益法人 8,515 法人のうち 3,987 法人から回答を得た。回答率は 46.8%である。回答を得た法人のうち税額控除対象法人は 341 法人であった。

調査によって、税額控除制度が導入された平成 23 年税制改正前後の寄附金収入額の増加の状況を比較すると、公益法人の寄附金収入は、税額控除制度の導入の時期を境に全体として大きく増加しているが、特に税額控除対象法人においてその伸びが著しい。また、税額控除制度導入前後の寄附金件数の増加率を比較すると、税額控除対象法人の方が個人寄附、法人寄附ともに増加率が高い、という結果が得られた。

平成 20～22 年度の 3 か年平均値と、平成 23・24 年度の 2 か年平均値を比較すると、個人からの寄附金の金額は、税額控除対象法人で約 3 倍（非税額控除対象法人では約 2 倍）であり、また 個人からの寄附の件数は、税額控除対象法人で約 3 割増（非税額控除対象法人で約 2 割増）となっている。（個々の法人が税額控除対象法人となった時点は様々であり、集計にはこの点を正確に反映できていないが、仮に正確に集計できたとすれば、増加傾向は一層顕著となった可能性もある。）

<税額控除制度導入前後の寄附金収入額の増加率の比率>

（法人当たり平均額・単位百万円）

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B			増加状況 B/A		
	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	
寄附金 収入計	71.9	254.6	54.6	94.6	386.3	66.9	131.5%	151.7%	122.8%
うち個人	13.1	38.8	10.7	28.7	114.1	20.5	218.3%	294.3%	192.4%
うち法人	53.5	163.6	43.0	64.9	262.6	46.1	121.1%	160.5%	107.1%
総収入	4,948.1	2,181.7	5283.2	5503.7	2540.3	5815.1	111.2%	116.4%	110.1%
寄附金 収入割合	1.45%	11.67%	1.03%	1.72%	15.21%	1.15%	[+0.27%]	[+3.54%]	[+0.12%]

（注）表中の「年度」は、会計年度による。

<税額控除制度導入前後の寄附件数の増加率の比率>

（法人当たり件数）

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B			増加状況 B/A		
	うち 税額控除対 象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人		うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	
個人寄附	56.6	324.8	31.7	71.2	420.1	38.8	25.8%	29.3%	22.4%
法人寄附	26.1	122.9	17.0	31.7	181.9	17.7	21.5%	48.0%	4.1%

（注）表中の「年度」は、会計年度による。

トピックス5. 公益法人の活動を支える「人口」規模など (本文15、17頁)

コラム 公益社団法人における「実質の社員」数

代議員制採用法人における代議員数に代えて代議員を選出する会員数を数えることにより、3,810 公益社団法人を支える「実質の社員」人口を計算してみよう。次のA－B＋Cにより、延べ639万7千人が得られる。これを法人数3,810で割ると、公益社団法人1法人当たりの平均の「実質の社員」数は1,679人となる。

- A 3,810 公益社団法人計の社員（代議員制採用法人にあつては代議員）数 延べ344万5千人
- B 代議員制採用法人（308法人）における代議員（社員）数 延べ11万人
- C 代議員制採用法人における代議員を選出する会員数 延べ306万2千人

コラム 公益法人の活動を支える「人口」

計8,628 公益法人（3,810 公益社団法人、4,818 公益財団法人）の活動を支える人口の規模を公益法人の各種の役職員等データを用いて計算してみると、延べ2,360万人となる（次表）。日本の推計総人口（平成25年10月1日現在）は1億2,730万人、うち15歳以上人口は1億1,091万人である。2,360万人は前者の18.5%、後者の21.3%に当たる。

用いたデータは、公益社団法人の社員（又は代議員選出権を有する会員）及び公益財団法人の評議員並びに公益法人の各種の会員、理事、監事及び職員数のデータである。これら以外のボランティアやプロボノ活動への参加者等は含んでいない。また、あくまで延べ数であり、実数ではない。

○ 公益社団法人における「実質の社員」(A－B＋C)	延べ639.7万人
A 公益社団法人の社員（代議員制採用法人にあつては、代議員） 延べ344.5万人	
B 代議員制採用法人における代議員（社員） 延べ11万人	
C 代議員制採用法人で代議員を選出する会員 延べ306.2千人	
○ 公益法人における「各種の会員」	延べ1,678万人
○ 公益財団法人における評議員	延べ5.3万人
○ 公益法人の理事	延べ12.3万人
○ 公益法人の監事	延べ1.8万人
○ 公益法人の職員	延べ22.7万人
合計	延べ2,359.8万人

トピックス6. 「移行期間」における業務処理を支えたもの (本文9頁)

コラム 電子申請等の環境整備について

(1) 公益認定等総合情報システムについて

公益認定等総合情報システム（“Public Interest Corporation Total Information System”の頭文字を取って、以下「PICTIS（ピクティス）」という。）は、総合情報サイトとしての「公益法人 information」、行政側の事務支援をするためのシステム、公益法人データベースの3つの情報システムの総称である。

内閣府及び都道府県全体における公益法人行政業務のための情報システムを標準化・最適化することにより、公益認定等の業務の効率化、情報の共有と国民への情報提供が可能になるとともに、行政庁ごとに情報システムを開発・運用等した場合と比べ、それらに掛かる経費が大幅に節減できるよう配慮されている。

(2) PICTIS の運用主体について

PICTIS の運用主体は内閣府であるが、内閣府と各都道府県は公益認定等総合情報システム利用契約を締結し、PICITS の共同利用者となっている。このように国と地方公共団体が直接契約を締結し共同で費用を負担する仕組みは、全国でも稀なケースである。

(3) 「公益法人 information」サイトと電子申請率

「公益法人 information」サイトを通じた電子申請については、これまでの各種の電子申請の利用率が低い現状や、オンライン利用拡大行動計画（2008年9月12日 IT 戦略本部決定）といったこれまでの電子政府関連施策を踏まえ、申請書類作成補助などの機能により申請者側の利便性の向上とセキュリティの確保を図りつつ、簡易な手続はもちろんのこと、従来電子署名等が必要と考えられるような申請についても、ほぼ全面的にIDとパスワード方式により認証できる基盤を整備している。電子申請がなされることにより内閣府及び各都道府県にとっても業務の効率に資するような情報システムを構築することによって、申請者のみならず、各行政庁の職員といった情報システムの全ての利用者が電子申請の恩恵を受けられるように配慮されている。

行政庁ごとに申請書類の様式が標準化・統一化されているため、全行政庁に本サイトから同様に申請することが可能となっている。また、紙媒体のみでしか存在しない添付書類についても、スキャナで読み込まれたデータの提出を全面的に認めるなどオンラインで申請手続を完結することが可能である。

公益法人制度改革は、民法制定以来 110 年ぶりの大改革であり、5 年間の移行期間における申請件数は 2 万件を超えた。PICTIS は、全ての法人が円滑に新制度へ移行することができるようにするためのシステムを申請法人及び行政庁の双方に提供しており、今回の大改革を裏から支えた。移行期間中の電子申請率は、99.0%となっている。